

事業計画書

【申請期間】

賃貸借契約を締結した日から
6月以内

【新規移住就業者家賃補助金】（移住就業者・大学等進学者用）

交付対象者の要件（共通事項及び市外居住確認の全て、ア～オのいずれかに該当）				
共通事項 (すべての要件を 満たす者)	☐ 就業に伴い、新たに賃貸借契約を締結した住宅である。 ☐ 公的賃貸住宅（市営住宅等）、社宅・官舎・社員寮及び申請者の3親等内の親族が所有する住宅ではない。 ☐ 地域住民と協調する意思がある。			
市外居住確認	☐ この補助金を活用したことがない。 ☐ 公的制度による家賃補助を受けていない。 ☐ 家賃の滞納がない。 ☐ 市税等（前住所地を含む）の滞納がない。 ☐ 暴力団員等ではない。 ☐ 補助対象期間が12月を経過した場合に限り交付する。			
ア 農林水産業に就業	☐ 異動日（住民票を移す日）の前に継続して1年以上、市外に居住していた。 または、市外の大学等に進学し、1年以上市外に居住していた。 ☐ 転入理由は就学、転勤や赴任（本社が市内にある場合を除く）によるものではない。			
イ 常用労働者 (ア) 保育所等 (イ) 公共交通 (ウ) 高齢者施設等に就職	【農林水産業】 ☐ 市内において農林水産業に就業または農林水産業の担い手として市長が認めるものであり、就業日時時点で60歳未満である。 ☐ 転入日・就業日のいずれか早い日から5年以内であり、3年以上居住する意思がある。			
イ 常用労働者 (ア) 保育所等 (イ) 公共交通 (ウ) 高齢者施設等に就職	【(ア) 保育所等】 ☐ 令和7年1月1日以後に、市内保育所、認定こども園等に就職した保育士または幼稚園教諭である。 ☐ 申請時において転入後1年以内であり、3年以上居住する意思がある。			
イ 常用労働者 (ア) 保育所等 (イ) 公共交通 (ウ) 高齢者施設等に就職	【(イ) 公共交通事業所】 ☐ 令和7年1月1日以後に、市内公共交通事業所に就職した市長が認めるものである。 ☐ 申請時において転入後1年以内であり、3年以上居住する意思がある。			
イ 常用労働者 (ア) 保育所等 (イ) 公共交通 (ウ) 高齢者施設等に就職	【(ウ) 高齢者施設等】 ☐ 令和7年1月1日以後に、市内高齢者施設等に就職した介護従事者である。 ☐ 申請時において転入後1年以内であり、3年以上居住する意思がある。			
ウ 常用労働者 市内事業所等 (イの事業所以外)に就職 エ 市内起業 オ テレワーク就業	☐ 令和7年1月1日以後に、市内で就職、起業（個人事業経営）又はテレワーク就業し、就業日時時点で60歳未満である。（雇用期間の定めのある労働者にあつては、市長が認めるものである。） ☐ 市外への転勤はなく、国・地方公共団体等の正規職員ではない。 ☐ 申請時において転入後1年以内であり、2年以上居住する意思がある。 （または市外の大学等に進学した者は卒業等から13月以内の就業である。）			
世帯構成	氏名	続柄	生年月日(年齢・歳)	収入の有無
□子育て世帯		申請者	()	□有 □無
			()	□有 □無
			()	□有 □無
			()	□有 □無
前住所				

事業内容				
転入日	年 月 日	就業日	年 月 日	
就業種別	☐ 市内における農林水産業就業 ☐ 市内の事業所等への就職 ☐ 市内における起業・テレワーク就業		事業所名	
賃貸借契約日	年 月 日（□申請者が賃借人（借主）である。）			
B 月額家賃	円（共益費・管理費・駐車場使用料除く）			
C 月額住宅手当	円（給与所得のある世帯全員分）			
D 実質家賃負担額	円（B-C）			